税務訴訟資料 第262号-65 (順号11915)

東京高等裁判所 平成●●年(○○) 第●●号 更正処分取消等請求控訴事件 国側当事者・国(熱海税務署長)

平成24年3月22日棄却・上告受理申立て

(第一審・東京地方裁判所、平成●●年(○○)第●●号、平成23年10月25日判決、本資料261号-206・順号11796)

判 決

控訴人专技专技专技专技专技专技专技专技专技专技专技专技专工专

代表者法務大臣 小川 敏夫 処分行政庁 熱海税務署長

鷲見 啓兒

裁決行政庁 国税不服審判所長

孝橋 宏

 指定代理人
 野村
 昌也

 同
 菊池
 豊

 同
 福井
 聖二

 同
 池田
 永

 同
 中村
 海山

 同
 水野
 達典

 同
 柴田
 健司

 同
 宮田
 隆司

 同
 立田
 渉

主文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 処分行政庁が平成22年4月23日付けで控訴人に対してした平成20年分所得税の更正処分のうち、課税総所得金額が620万3000円を、課税分離短期譲渡所得金額が0円を、納付すべき税額がマイナス(還付金の額に相当する税額)22万4300円をそれぞれ超える部分及び過少申告加算税の賦課決定処分をいずれも取り消す。
- 3 裁決行政庁が平成22年10月4日付けで控訴人に対してした2項記載の更正処分等に対する控訴人の審査請求を却下する旨の裁決を取り消す。
- 4 訴訟費用は、第1、2審とも被控訴人の負担とする。

第2 事案の概要

1 本件事案の概要は、原判決の「事実及び理由」第2の冒頭に記載のとおりであるから、これを 引用する。

原審は、控訴人の訴えのうち、更正処分及び過少申告加算税賦課決定処分の取消しを求める部分を却下し、その余の部分に係る請求を棄却したため、控訴人がこれを不服として控訴した。

2 前提事実、争点及び当事者の主張は、次のとおり付加するほか、原判決の「事実及び理由」第 2の1ないし3に記載のとおりであるから、これを引用する。

(当審における控訴人の主張)

原判決は、処分行政庁が平成22年8月6日付けで控訴人の異議申立てを棄却する旨の決定 (本件異議決定)をし、同決定に係る謄本(本件謄本)が平成22年8月6日に適法に差し置き 送達されており、控訴人が同年9月9日付けでした審査請求(本件審査請求)は、本件謄本送達の日の翌日から起算して1か月を経過した後になされているから、審査請求期間を徒過した不適 法なものであると判示している。しかし、本件謄本の控訴人に対する送達は、郵便による送達で 使うような封筒が使用されており、郵便による送達の外形を持つものであるから、控訴人においては郵便による送達がなされたものと推認せざるを得ないものであり、差し置き送達としては瑕疵がある。一方、控訴人が本件謄本を郵便受けから取り出したのは平成22年8月9日月曜日であって、封入されていた文書の日付が同月6日であったことからして、控訴人が郵便受けから取り出した8月9日に配達されたものと扱うべきであり、したがって、本件謄本は、8月9日に送達されたものというべきであるから、本件審査請求は、本件謄本送達の日の翌日である8月10日から1か月以内である9月9日になされたものであり、期間を遵守した適法なものである。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、控訴人の訴えのうち、更正処分及び過少申告加算税賦課決定処分の取消しを求める部分は不適法であるから却下すべきであり、その余の部分に係る請求は理由がないから棄却すべきものと判断する。その理由は、次のとおり付加するほか、原判決の理由説示(「事実及び理由」第3)のとおりであるから、これを引用する。

(当審における控訴人の主張に対する判断)

控訴人は、本件謄本の送達が郵便による送達の外形でなされているから、差し置き送達としては瑕疵があり、また、送達の日を平成22年8月9日と扱うべきであると主張する。しかし、本件謄本の送達が差し置き送達として適法であることは原判決の「事実及び理由」第3の1(1)において判示するとおりであり、本件送達が郵便による送達の際に用いる封筒を用いてなされたからといって、差し置き送達に瑕疵があるものとはいえない。また、送達の日を平成22年8月9日と扱うべきであるとする控訴人の主張は、独自の見解であって理由がない。

2 よって、原判決は相当であり、本件控訴は理由がないので棄却することとし、主文のとおり判 決する。

東京高等裁判所第10民事部

裁判長裁判官 園尾 隆司

裁判官 今泉 秀和

裁判官 吉田 尚弘